

新旧対照表（案）

新	旧
<p>法第1号物件　－建物類－ バス停留所、タクシー乗場その他の公共交通機関の待合室の上屋、ベンチ上屋</p> <p>(方針) 公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。</p> <p>1　バス事業者、タクシー事業者の団体、地方公共団体、自治会、商店会又はこれらに準ずるものであって、十分な維持管理能力を有すると認められる者が、次に該当するものを設置する場合</p> <p>(1)　バス停留所又はタクシー乗場その他の公共交通機関の待合室（以下、「バス停留所等」という。）に設置するもの</p> <p>(2)　「第1号物件－簡易設置物－ベンチ、スツール」に付随して設置するもの なお、(2)の場合で、道路法第33条第2項第5号に規定する者が設置するものについては、総則第1条第1項第3号の規定は適用しない。</p> <p>2　バス停留所上屋に付隨して設けるバス利用者向けのロケーションシステムは、バス停留所上屋と一体のものとして許可することとする。</p> <p>(位置)</p> <p>1　総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。</p> <p>2　歩道の有効幅員が2.0メートル、自転車歩行者道の有効幅員が3.0メートル以上確保できる場合に設置することができる。ただし、隣接する民地を一部使用することにより、歩道の有効幅員が2.0メートル、自転車歩行者道の有効幅員が3.0メートル以上確保できる場合はこの限りではない。</p> <p>3　道の駅又は自動車駐車場に上屋を設置する場合は、自動車の駐車の用に供されている以外の部分に設置することができる。</p> <p>4　設置するバス停留所等の上屋が壁面を有する場合、交差点の附近、沿道からの出入りがある場所等、運転者の視界を妨げることのない場所であること。</p> <p>5　近傍に視覚障害者誘導用ブロック（当該上屋へ誘導するために設置されたものを除く。）が設置されている場合には、視覚障害者の上屋への衝突等を防止する観点から、当該ブロックとの間に十分な間隔を確保できる場所であること。</p> <p>6　上屋を車道寄りに建てる場合は、歩車道等境界線から0.25メートル以内（車道の建築限界内）に設置してはならない。また、上屋を民地寄りに建てる場合は、(位置)第2項の有効幅員は歩車道等境界線から0.25メートル分（車道の建築限界）を除いても確保できること。</p> <p>(構造)</p> <p>1　歩行者等の交通の支障とならない規模及び構造であること。</p> <p>2　上屋の幅は、原則として2.0メートル以下とすること。 ただし、5.0メートル以上の幅員を有する歩道及び駅前広場等の島式乗降場についてはこの限りでない。</p> <p>3　上屋の高さは、原則として路面から2.5メートル以上とすること。</p>	<p>法第1号物件　－建物類－ バス停留所、タクシー乗場その他の公共交通機関の待合室の上屋、ベンチ上屋</p> <p>(方針) 公益上やむを得ない場合に限り認め POSSIBILITY TO BE APPROVED.</p> <p>1　バス事業者、タクシー事業者の団体、地方公共団体、自治会、商店会又はこれらに準ずるものであって、十分な維持管理能力を有すると認められる者が、次に該当するものを設置する場合</p> <p>(1)　バス停留所又はタクシー乗場その他の公共交通機関の待合室（以下、「バス停留所等」という。）に設置するもの</p> <p>(2)　「第1号物件－簡易設置物－ベンチ、スツール」に付隨して設置するもの なお、(2)の場合で、道路法第33条第2項第5号に規定する者が設置するものについては、総則第1条第1項第3号の規定は適用しない。</p> <p>2　バス停留所上屋に付隨して設けるバス利用者向けのロケーションシステムは、バス停留所上屋と一体のものとして許可することとする。</p> <p>(位置)</p> <p>1　総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。</p> <p>2　歩道の有効幅員が2.0メートル、自転車歩行者道の有効幅員が3.0メートル以上確保できる場合に設置することができる。ただし、隣接する民地を一部使用することにより、歩道の有効幅員が2.0メートル、自転車歩行者道の有効幅員が3.0メートル以上確保できる場合はこの限りではない。</p> <p>3　道の駅又は自動車駐車場に上屋を設置する場合は、自動車の駐車の用に供されている以外の部分に設置することができる。</p> <p>4　設置するバス停留所等の上屋が壁面を有する場合、交差点の附近、沿道からの出入りがある場所等、運転者の視界を妨げることのない場所であること。</p> <p>5　近傍に視覚障害者誘導用ブロック（当該上屋へ誘導するために設置されたものを除く。）が設置されている場合には、視覚障害者の上屋への衝突等を防止する観点から、当該ブロックとの間に十分な間隔を確保できる場所であること。</p> <p>6　上屋を車道寄りに建てる場合は、歩車道等境界線から0.25メートル以内（車道の建築限界内）に設置してはならない。また、上屋を民地寄りに建てる場合は、(位置)第2項の有効幅員は歩車道等境界線から0.25メートル分（車道の建築限界）を除いても確保できること。</p> <p>(構造)</p> <p>1　歩行者等の交通の支障とならない規模及び構造であること。</p> <p>2　上屋の幅は、原則として2.0メートル以下とすること。 ただし、5.0メートル以上の幅員を有する歩道及び駅前広場等の島式乗降場についてはこの限りでない。</p> <p>3　上屋の高さは、原則として路面から2.5メートル以上とすること。</p>

新	旧
4 主要構造部は、鋼材類、屋根は不燃材料を用いることとし、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽のおそれがないよう又はく離、老朽、汚損等により美観を損なうことがないようにするものとする。	4 主要構造部は、鋼材類、屋根は不燃材料を用いることとし、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽のおそれがないよう又はく離、老朽、汚損等により美観を損なうことがないようにするものとする。
5 上屋の構造及び色彩は周囲の環境と調和するものであり、信号機、道路標識等の効用を妨げないものとする。	5 上屋の構造及び色彩は周囲の環境と調和するものであり、信号機、道路標識等の効用を妨げないものとする。
6 設置するバス停留所等の上屋が壁面を有する場合には、道路管理上支障のないものに限ることとし、かつ、次の各号に掲げるところによること。 (1) 壁面の幅及び高さは、上屋の幅及び高さを超えないものであること。 (2) 壁面の面数は、三面以内であること。 (3) 壁面の材質は、透明なものであること。 (4) 上屋が設置される道路の状況を勘案し、必要に応じて上屋内に照明設備を設けること。	6 設置するバス停留所等の上屋が壁面を有する場合には、道路管理上支障のないものに限ることとし、かつ、次の各号に掲げるところによること。 (1) 壁面の幅及び高さは、上屋の幅及び高さを超えないものであること。 (2) 壁面の面数は、三面以内であること。 (3) 壁面の材質は、透明なものであること。 (4) 上屋が設置される道路の状況を勘案し、必要に応じて上屋内に照明設備を設けること。
7 上屋には広告物等の添加及び塗装又は装飾のための電気設備の設置は認めない（「令第1号物件 一看板類一 バス停留所その他これに類する施設の上屋の添加広告看板」を除く）。	7 上屋には広告物等の添加及び塗装又は装飾のための電気設備の設置は認めない（「令第1号物件 一看板類一 バス停留所上屋の添加広告看板」を除く）。
8 上記のほか次の事項に留意することとする。 (1) 主要構造物は他の建築物に接続しないこと。 (2) 雨水処理を考慮すること。 (3) 歩道の有効幅員が2.0メートル、自転車歩行者道の有効幅員が3.0メートル以上確保できない場合に、隣接民地を使用して設置された上屋で民地使用が不可となつた場合は撤去すること。	8 上記のほか次の事項に留意することとする。 (1) 主要構造物は他の建築物に接続しないこと。 (2) 雨水処理を考慮すること。 (3) 歩道の有効幅員が2.0メートル、自転車歩行者道の有効幅員が3.0メートル以上確保できない場合に、隣接民地を使用して設置された上屋で民地使用が不可となつた場合は撤去すること。
9 壁面には、総則第11条に該当する場合を除き、広告の添加、塗布は認めない。また、この場合においては、「令第1号物件 一看板類一 バス停留所その他これに類する施設の上屋の添加広告看板」の（位置及び構造等）及び（その他）の規定に準拠すること。 (その他) 1 既設のバス停留所等の上屋に壁面を設置する場合には、道路法第32条第3項の規定に基づき、変更許可申請の手続きによることとする。 2 維持管理については、占用者から管理規程等を徴し、管理の万全を期するものとする。 3 自転車等駐車器具として上屋を設ける場合には、令第12号物件とする。	9 壁面には、総則第11条に該当する場合を除き、広告の添加、塗布は認めない。また、この場合においては、「令第1号物件 一看板類一 バス停留所上屋の添加広告看板」の（位置及び構造等）及び（その他）の規定に準拠すること。 (その他) 1 既設のバス停留所等の上屋に壁面を設置する場合には、道路法第32条第3項の規定に基づき、変更許可申請の手続きによることとする。 2 維持管理については、占用者から管理規程等を徴し、管理の万全を期するものとする。 3 自転車等駐車器具として上屋を設ける場合には、令第12号物件とする。
(参考通知) 1 「「ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについて」の一部改正について」（平成25年3月6日付け国道利第14号） (削除)	(参考通知) 1 「「ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについて」の一部改正について」（平成25年3月6日付け国道利第14号） 2 「「ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについて」の運用にあたっての留意事項について」（平成25年3月6日付け事務連絡）
[一部改正：令和8年]	[一部改正：令和6年]
(略)	(略)

新	旧																																												
<p>法第2号物件　－地下埋設管－ 地下埋設管</p> <p>(方針) 次の場合に限り認めることができる。<u>ただし、道路側溝に接続する形での占用は認めない。</u></p> <p>1 次の者が占用する場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 水道、工業用水道、下水道、ガス、電気、電気通信、<u>水素</u>又は石油に関する法律に基づく事業を行う者若しくは温泉事業者 (2) 道路運送法に定める自動車道、林道又は農道の管理者若しくは水路の管理者 (3) 無電柱化促進事業により管路を埋設する自治体 (無電柱化促進事業とは、原則として神奈川県無電柱化協議会が決定する無電柱化計画に基づき実施される事業をいう。) (4) 有線一般放送事業者については、地下埋設管の維持管理能力があると認められる者 (5) 热供給事業法（昭和47年法律第88号）の規定に基づき熱供給事業を行う者又は同法の規定以外の熱供給導管により道路を占用しようとする地方公共団体若しくは当該事業について地方公共団体から支援を受けている者 <p>2 前項第1号の事業者が埋設した管に接続する各戸引込管の占用は、事業者が行うことを原則とするが、生活上必要であり、継続して維持管理できると認められ、真にやむを得ないと判断されるものに限り、個人、法人に認めることができる。</p> <p>3 不要となる既設管は、原則として速やかに撤去すること。</p> <p>4 電気通信設備等の共同収容については、「電気通信設備等の道路占用の取扱いについて」（平成9年4月1日付け土木部長通知）及び「電気通信設備等の共同収容のうち占用の許可を受けた管路の所有者等が当該許可に基づく権利及び義務の範囲内で行う他の電気通信事業者等の電気通信設備等の設置に係る取扱いについて」（平成13年3月7日付け県土整備部長通知）によるものとする。</p> <p>(定義) 本定義中「管径」は、いわゆる「呼び径」を含むものとする。</p> <p><特定管路></p> <p>(1)電気事業</p> <table> <tbody> <tr> <td>・鋼管 (JIS G 3452)</td> <td>管径 250mm 以下のもの</td> </tr> <tr> <td>・強化プラスチック複合管 (JIS A 5350)</td> <td>250mm 以下のもの</td> </tr> <tr> <td>・硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)</td> <td>175mm 以下のもの</td> </tr> <tr> <td>・耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)</td> <td>300mm 以下のもの</td> </tr> <tr> <td>・コンクリート多孔管 (管財曲げ引張強度 54kgf/cm²以上)</td> <td>φ 125 × 9 条以下のもの</td> </tr> <tr> <td>・合成樹脂製可とう電線管 (JIS C 8411)</td> <td>28mm 以下のもの</td> </tr> <tr> <td>・電力ケーブル 600V CVQケーブル (より合せ外径 64mm)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・電力ケーブル 600V CVQケーブル (より合せ外径 27mm)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)電気通信事業等（有線音楽放送事業、有線テレビジョン放送事業を含む）</p> <table> <tbody> <tr> <td>・硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)</td> <td>175mm 以下のもの</td> </tr> <tr> <td>・鋼管 (JIS G 3452)</td> <td>250mm 以下のもの</td> </tr> <tr> <td>・合成樹脂製可とう電線管 (JIS C 8411)</td> <td>28mm 以下のもの</td> </tr> </tbody> </table>	・鋼管 (JIS G 3452)	管径 250mm 以下のもの	・強化プラスチック複合管 (JIS A 5350)	250mm 以下のもの	・硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)	175mm 以下のもの	・耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)	300mm 以下のもの	・コンクリート多孔管 (管財曲げ引張強度 54kgf/cm ² 以上)	φ 125 × 9 条以下のもの	・合成樹脂製可とう電線管 (JIS C 8411)	28mm 以下のもの	・電力ケーブル 600V CVQケーブル (より合せ外径 64mm)		・電力ケーブル 600V CVQケーブル (より合せ外径 27mm)		・硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)	175mm 以下のもの	・鋼管 (JIS G 3452)	250mm 以下のもの	・合成樹脂製可とう電線管 (JIS C 8411)	28mm 以下のもの	<p>法第2号物件　－地下埋設管－ 地下埋設管</p> <p>(方針) 次の場合に限り認めることができる。</p> <p>1 次の者が占用する場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 水道、工業用水道、下水道、ガス、電気、電気通信又は石油に関する法律に基づく事業を行う者若しくは温泉事業者 (2) 道路運送法に定める自動車道、林道又は農道の管理者若しくは水路の管理者 (3) 無電柱化促進事業により管路を埋設する自治体 (無電柱化促進事業とは、原則として神奈川県無電柱化協議会が決定する無電柱化計画に基づき実施される事業をいう。) (4) 有線一般放送事業者については、地下埋設管の維持管理能力があると認められる者 (5) 热供給事業法（昭和47年法律第88号）の規定に基づき熱供給事業を行う者又は同法の規定以外の熱供給導管により道路を占用しようとする地方公共団体若しくは当該事業について地方公共団体から支援を受けている者 <p>2 前項第1号の事業者が埋設した管に接続する各戸引込管の占用は、事業者が行うことを原則とするが、生活上必要であり、継続して維持管理できると認められ、真にやむを得ないと判断されるものに限り、個人、法人に認めることができる。</p> <p>3 不要となる既設管は、原則として速やかに撤去すること。</p> <p>4 電気通信設備等の共同収容については、「電気通信設備等の道路占用の取扱いについて」（平成9年4月1日付け土木部長通知）及び「電気通信設備等の共同収容のうち占用の許可を受けた管路の所有者等が当該許可に基づく権利及び義務の範囲内で行う他の電気通信事業者等の電気通信設備等の設置に係る取扱いについて」（平成13年3月7日付け県土整備部長通知）によるものとする。</p> <p>(定義) 本定義中「管径」は、いわゆる「呼び径」を含むものとする。</p> <p><特定管路></p> <p>(1)電気事業</p> <table> <tbody> <tr> <td>・鋼管 (JIS G 3452)</td> <td>管径 250mm 以下のもの</td> </tr> <tr> <td>・強化プラスチック複合管 (JIS A 5350)</td> <td>250mm 以下のもの</td> </tr> <tr> <td>・硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)</td> <td>175mm 以下のもの</td> </tr> <tr> <td>・耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)</td> <td>300mm 以下のもの</td> </tr> <tr> <td>・コンクリート多孔管 (管財曲げ引張強度 54kgf/cm²以上)</td> <td>φ 125 × 9 条以下のもの</td> </tr> <tr> <td>・合成樹脂製可とう電線管 (JIS C 8411)</td> <td>28mm 以下のもの</td> </tr> <tr> <td>・電力ケーブル 600V CVQケーブル (より合せ外径 64mm)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・電力ケーブル 600V CVQケーブル (より合せ外径 27mm)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)電気通信事業等（有線音楽放送事業、有線テレビジョン放送事業を含む）</p> <table> <tbody> <tr> <td>・硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)</td> <td>175mm 以下のもの</td> </tr> <tr> <td>・鋼管 (JIS G 3452)</td> <td>250mm 以下のもの</td> </tr> <tr> <td>・合成樹脂製可とう電線管 (JIS C 8411)</td> <td>28mm 以下のもの</td> </tr> </tbody> </table>	・鋼管 (JIS G 3452)	管径 250mm 以下のもの	・強化プラスチック複合管 (JIS A 5350)	250mm 以下のもの	・硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)	175mm 以下のもの	・耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)	300mm 以下のもの	・コンクリート多孔管 (管財曲げ引張強度 54kgf/cm ² 以上)	φ 125 × 9 条以下のもの	・合成樹脂製可とう電線管 (JIS C 8411)	28mm 以下のもの	・電力ケーブル 600V CVQケーブル (より合せ外径 64mm)		・電力ケーブル 600V CVQケーブル (より合せ外径 27mm)		・硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)	175mm 以下のもの	・鋼管 (JIS G 3452)	250mm 以下のもの	・合成樹脂製可とう電線管 (JIS C 8411)	28mm 以下のもの
・鋼管 (JIS G 3452)	管径 250mm 以下のもの																																												
・強化プラスチック複合管 (JIS A 5350)	250mm 以下のもの																																												
・硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)	175mm 以下のもの																																												
・耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)	300mm 以下のもの																																												
・コンクリート多孔管 (管財曲げ引張強度 54kgf/cm ² 以上)	φ 125 × 9 条以下のもの																																												
・合成樹脂製可とう電線管 (JIS C 8411)	28mm 以下のもの																																												
・電力ケーブル 600V CVQケーブル (より合せ外径 64mm)																																													
・電力ケーブル 600V CVQケーブル (より合せ外径 27mm)																																													
・硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)	175mm 以下のもの																																												
・鋼管 (JIS G 3452)	250mm 以下のもの																																												
・合成樹脂製可とう電線管 (JIS C 8411)	28mm 以下のもの																																												
・鋼管 (JIS G 3452)	管径 250mm 以下のもの																																												
・強化プラスチック複合管 (JIS A 5350)	250mm 以下のもの																																												
・硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)	175mm 以下のもの																																												
・耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)	300mm 以下のもの																																												
・コンクリート多孔管 (管財曲げ引張強度 54kgf/cm ² 以上)	φ 125 × 9 条以下のもの																																												
・合成樹脂製可とう電線管 (JIS C 8411)	28mm 以下のもの																																												
・電力ケーブル 600V CVQケーブル (より合せ外径 64mm)																																													
・電力ケーブル 600V CVQケーブル (より合せ外径 27mm)																																													
・硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)	175mm 以下のもの																																												
・鋼管 (JIS G 3452)	250mm 以下のもの																																												
・合成樹脂製可とう電線管 (JIS C 8411)	28mm 以下のもの																																												

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ・波付硬質ポリエチレン管 (JIS C 3653附属書1) 30mm以下のもの ・通信ケーブル (光) 40SM-WB-N(12mm) ・通信ケーブル (光) 1SM-IF-DROP-VC (2.0×5.3mm) ・通信ケーブル (メタル) 0.4mm50対CCP-JF (15.5mm) ・通信ケーブル (メタル) 2対-地下用屋外線 (5.5mm) ・通信ケーブル (同軸) 12AC (16mm) ・通信ケーブル (同軸) 5CM (8mm) 	<ul style="list-style-type: none"> ・波付硬質ポリエチレン管 (JIS C 3653附属書1) 30mm以下のもの ・通信ケーブル (光) 40SM-WB-N(12mm) ・通信ケーブル (光) 1SM-IF-DROP-VC (2.0×5.3mm) ・通信ケーブル (メタル) 0.4mm50対CCP-JF (15.5mm) ・通信ケーブル (メタル) 2対-地下用屋外線 (5.5mm) ・通信ケーブル (同軸) 12AC (16mm) ・通信ケーブル (同軸) 5CM (8mm)
(3)水道事業	(3)水道事業
<ul style="list-style-type: none"> ・鋼管 (JIS G 3443) 300mm以下のもの ・ダクタイル鋳鉄管 (JIS G 5526) 300mm以下のもの ・硬質塩化ビニル管 (JIS K 6742) 300mm以下のもの ・水道配水用ポリエチレン管 (引張降伏強度 204kgf/cm²以上) 200mm以下で 外径の厚さ = 11以下のもの ・水道用塩化ビニルライニング钢管 (JWWA K116) 300mm以下のもの ・水道用ステンレス鋼钢管 (JWWA K115) 300mm以下のもの ・一般配管用ステンレス鋼管 (JIS G 3448) 300mm以下のもの ・水道用ポリエチレン二層管 (JIS K6762 1種二層管) 50mm以下のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・鋼管 (JIS G 3443) 300mm以下のもの ・ダクタイル鋳鉄管 (JIS G 5526) 300mm以下のもの ・硬質塩化ビニル管 (JIS K 6742) 300mm以下のもの ・水道配水用ポリエチレン管 (引張降伏強度 204kgf/cm²以上) 200mm以下で 外径の厚さ = 11以下のもの ・水道用塩化ビニルライニング钢管 (JWWA K116) 300mm以下のもの ・水道用ステンレス鋼钢管 (JWWA K115) 300mm以下のもの ・一般配管用ステンレス鋼管 (JIS G 3448) 300mm以下のもの ・水道用ポリエチレン二層管 (JIS K6762 1種二層管) 50mm以下のもの
(4)ガス事業、水素事業 (ガス体で導管輸送する場合に限る)	(4)ガス事業
<ul style="list-style-type: none"> ・鋼管 (JIS G 3452) 300mm以下のもの ・ダクタイル鋳鉄管 (JIS G 5526) 300mm以下のもの ・ポリエチレン管 (JIS K 6774) 300mm以下のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・鋼管 (JIS G 3452) 300mm以下のもの ・ダクタイル鋳鉄管 (JIS G 5526) 300mm以下のもの ・ポリエチレン管 (JIS K 6774) 300mm以下のもの
(5)下水道事業	(5)下水道事業
<ul style="list-style-type: none"> ・ダクタイル鋳鉄管 (JIS G 5526) 300mm以下のもの ・ヒューム管 (JIS A 5303) 300mm以下のもの ・強化プラスチック複合管 (JIS A 5350) 300mm以下のもの ・硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741) 300mm以下のもの ・陶管 (JIS R 1201) 300mm以下のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダクタイル鋳鉄管 (JIS G 5526) 300mm以下のもの ・ヒューム管 (JIS A 5303) 300mm以下のもの ・強化プラスチック複合管 (JIS A 5350) 300mm以下のもの ・硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741) 300mm以下のもの ・陶管 (JIS R 1201) 300mm以下のもの
<特定外管路>	
上記特定管路に掲げる管以外の管をいう。	
(1) A管とは、各戸引込み管をいう。	
(2) B管とは、各戸引込み管と直接接続した内径1,000ミリメートル未満の管をいう。	
(3) C管とは、各戸引込み管とは直接接続しない内径1,000ミリメートル未満の管をいう。	
(4) D管とは、内径1,000ミリメートル以上の管をいう。	
ただし、特定管路と同等以上の強度を有するものについては、当該特定管路として掲げるものの管径を超えない範囲において、特定管路と同等以上の強度を有することを道路管理者に示せたうえ、特定管路と同様の措置を行うことができる。	
(位置) <特定管路>	(位置) <特定管路>

新	旧
(1) 本基準の「(定義)」中、「(1)電気事業」の「コンクリート多孔管」及び「(3)水道事業」から「(5)下水道事業」までに掲げる地下埋設管については、次の基準を適用する。 ア 管を車道の地下に設ける場合 管の頂部と路面との距離は、当該管を設ける道路の舗装の厚さ（路面から路盤の最下限までの距離をいう。以下同じ。）に0.3メートルを加えた値（当該値が0.6メートルに満たない場合には、0.6メートル。下水道本管及び、外圧1種ヒューム管を用いる下水管にあっては1.0メートル）以下としないこと（別図1左参照）。 ただし、当該道路の舗装構成（現状交通量区分と整合がとれていない場合等）、土質の状態（明らかに軟弱地盤である箇所等）、交通状況（周辺開発などにより交通量が変化すると想定される場合等）及び気象状況等からこれによることが不適切であると認められる場合は、これを適用せずその状況に適した埋設の深さとする。 イ 管を歩道等の地下に設ける場合 当該歩道等と接する車道部端の路面の高さと管の頂部の高低差は、占用の許可後に切り下げが設けられる場合を考慮し、0.6メートル以下（下水道本管及び、外圧1種ヒューム管を用いる下水管にあっては1.0メートル以下）としないこと。やむを得ず、0.6メートル以下となる場合には当該管を設ける者に防護措置を講じさせること（別図1右図参照）。 ただし、大型車が通行する切り下げ部においては当該切り下げ部の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値以下としないこと。やむを得ず、当該切り下げ部の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値以下となる場合には、当該管を設ける者に切り下げ部の地下に設ける管につき所要の防護措置を講じさせること。なお、占用の許可後に大型車が通行する切り下げ部が設けられる場合には、切り下げを行う者の負担により必要な防護措置を講じさせること。 (2) 「(定義)」中、「(1)電気事業」に掲げるもの（コンクリート多孔管を除く。）及び「(2)電気通信事業等」に掲げるもの（以下、「電線」という。）については、次の基準を適用する。 ア 電線を車道の地下に設ける場合 電線の頂部と路面との距離は、当該電線を設ける道路の舗装の厚さに0.1メートルを加えた値以下としないこと。 ただし、当該道路の舗装構成（現状交通量区分と整合がとれていない場合等）、土質の状態（明らかに軟弱地盤である箇所等）、交通状況（周辺開発などにより交通量が変化すると想定される場合等）及び気象状況等からこれによることが不適切であると認められる場合は、これを適用せずその状況に適した埋設の深さとする。 イ 電線を歩道等の地下に設ける場合 当該歩道等と接する車道部端の路面の高さと電線の頂部の高低差は、占用の許可後に切り下げ部が設けられる場合を考慮し、0.4メートル以下としないこと。やむを得ず、0.4メートル以下となる場合には当該管を設ける者に防護措置を講じさせること。 ただし、大型車が通行する切り下げ部においては当該切り下げ部の舗装の厚さに0.1メートルを加えた値以下としないこと。やむを得ず、当該切り下げ部の舗装の厚さに0.1メートルを加えた値以下となる場合には、当該電線を設ける者に切り下げ部の地下に設ける電線につき所要の防護措置を講じさせること。なお、占用	(1) 本基準の「(定義)」中、「(1)電気事業」の「コンクリート多孔管」及び「(3)水道事業」から「(5)下水道事業」までに掲げる地下埋設管については、次の基準を適用する。 ア 管を車道の地下に設ける場合 管の頂部と路面との距離は、当該管を設ける道路の舗装の厚さ（路面から路盤の最下限までの距離をいう。以下同じ。）に0.3メートルを加えた値（当該値が0.6メートルに満たない場合には、0.6メートル。下水道本管及び、外圧1種ヒューム管を用いる下水管にあっては1.0メートル）以下としないこと（別図1左参照）。 ただし、当該道路の舗装構成（現状交通量区分と整合がとれていない場合等）、土質の状態（明らかに軟弱地盤である箇所等）、交通状況（周辺開発などにより交通量が変化すると想定される場合等）及び気象状況等からこれによることが不適切であると認められる場合は、これを適用せずその状況に適した埋設の深さとする。 イ 管を歩道等の地下に設ける場合 当該歩道等と接する車道部端の路面の高さと管の頂部の高低差は、占用の許可後に切り下げが設けられる場合を考慮し、0.6メートル以下（下水道本管及び、外圧1種ヒューム管を用いる下水管にあっては1.0メートル以下）としないこと。やむを得ず、0.6メートル以下となる場合には当該管を設ける者に防護措置を講じさせること（別図1右図参照）。 ただし、大型車が通行する切り下げ部においては当該切り下げ部の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値以下としないこと。やむを得ず、当該切り下げ部の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値以下となる場合には、当該管を設ける者に切り下げ部の地下に設ける管につき所要の防護措置を講じさせること。なお、占用の許可後に大型車が通行する切り下げ部が設けられる場合には、切り下げを行う者の負担により必要な防護措置を講じさせること。 (2) 「(定義)」中、「(1)電気事業」に掲げるもの（コンクリート多孔管を除く。）及び「(2)電気通信事業等」に掲げるもの（以下、「電線」という。）については、次の基準を適用する。 ア 電線を車道の地下に設ける場合 電線の頂部と路面との距離は、当該電線を設ける道路の舗装の厚さに0.1メートルを加えた値以下としないこと。 ただし、当該道路の舗装構成（現状交通量区分と整合がとれていない場合等）、土質の状態（明らかに軟弱地盤である箇所等）、交通状況（周辺開発などにより交通量が変化すると想定される場合等）及び気象状況等からこれによることが不適切であると認められる場合は、これを適用せずその状況に適した埋設の深さとする。 イ 電線を歩道等の地下に設ける場合 当該歩道等と接する車道部端の路面の高さと電線の頂部の高低差は、占用の許可後に切り下げ部が設けられる場合を考慮し、0.4メートル以下としないこと。やむを得ず、0.4メートル以下となる場合には当該管を設ける者に防護措置を講じさせること。 ただし、大型車が通行する切り下げ部においては当該切り下げ部の舗装の厚さに0.1メートルを加えた値以下としないこと。やむを得ず、当該切り下げ部の舗装の厚さに0.1メートルを加えた値以下となる場合には、当該電線を設ける者に切り下げ部の地下に設ける電線につき所要の防護措置を講じさせること。なお、占用

新	旧
<p>の許可後に大型車が通行する切り下げ部が設けられる場合には、切り下げを行う者の負担により必要な防護措置を講じさせること。</p> <p>〈特定外管路〉</p> <p>総則第7条から第10条までを準用する。</p> <p>(1) A管</p> <p>ア 歩道等のある場合（A管と接続する管が歩道の中にある場合）</p> <p>路面と埋設管頂部との距離は1.2メートル以上とする（別図3上図右参照）。ただし、次の場合は、A管と接続する管との接続部において0.6メートル以上、道路境界において0.6メートル以上とすることができます（別図3下図右参照）。</p> <p>(ア) 既設管との関連で真にやむを得ないと認められる場合</p> <p>(イ) 電(話)線、有線音楽放送線及び有線テレビジョン放送線事業者が無電柱化促進事業で線類を地中化する場合</p> <p>(ウ) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき道路管理者が整備した電線共同溝を占用する者が当該電線共同溝から分岐する管路を埋設する場合</p> <p>ただし、現地の状況により上記基準により難い場合は、この限りではない。</p> <p>(エ) 自治体が無電柱化促進事業で管路を埋設する場合</p> <p>なお、上記(ア)において、下水道管として硬質塩化ビニール管及び強化プラスチック複合管であって、管径300ミリメートルをこえる管を使用する場合の路面と埋設管頂部の距離は1.2メートル以上とする（別図3上図右参照）。</p> <p>イ 歩道等のある場合（A管と接続する管が車道の中にある場合）</p> <p>路面と埋設管頂部との距離は1.2メートル以上とする（別図4上図参照）。ただし次の場合は、歩車道等境界部において1.2メートル以上、道路境界において0.6メートル以上とすることができます（別図4下図参照）。</p> <p>(ア) 既設管との関連で真にやむを得ないと認められる場合</p> <p>(イ) 電(話)線、有線音楽放送線及び有線テレビジョン放送線事業者が無電柱化促進事業で線類を地中化する場合</p> <p>(ウ) 電線共同溝の整備に関する特別措置法に基づき道路管理者が整備した電線共同溝を占用する者が当該電線共同溝から分岐する管路を埋設する場合</p> <p>(エ) 自治体が無電柱化促進事業で管路を埋設する場合</p> <p>なお、下水道管として硬質塩化ビニール管及び強化プラスチック複合管であって、管径300ミリメートルをこえる管を使用する場合の路面と埋設管頂部の距離は、歩道部については1.2メートル以上、車道部においては1.5メートル以上とする。</p> <p>ウ 歩道等のない場合</p> <p>路面と埋設管頂部との距離は1.5メートル以上とする（別図3上図左参照）。ただし、既設管との関連で、真にやむを得ないと認められる場合は、道路境界において1.2メートル以上とすることができます（別図3下図左参照）。</p> <p>なお、下水道管として硬質塩化ビニール管及び強化プラスチック複合管であって、管径300ミリメートルをこえる管を使用する場合の路面と埋設管頂部の距離は、車道を縦断又は横断するときは1.5メートル以上とする。</p> <p>エ 法敷または道路余地の場合</p> <p>法敷または道路余地の土質状況及びこの部分の将来の道路計画を勘案し、上記ア、イ、ウに準じた取扱いをするものとする。</p> <p>オ 岩盤等特異な土質箇所の場合</p>	<p>の許可後に大型車が通行する切り下げ部が設けられる場合には、切り下げを行う者の負担により必要な防護措置を講じさせること。</p> <p>〈特定外管路〉</p> <p>総則第7条から第10条までを準用する。</p> <p>(1) A管</p> <p>ア 歩道等のある場合（A管と接続する管が歩道の中にある場合）</p> <p>路面と埋設管頂部との距離は1.2メートル以上とする（別図3上図右参照）。ただし、次の場合は、A管と接続する管との接続部において0.6メートル以上、道路境界において0.6メートル以上とすることができます（別図3下図右参照）。</p> <p>(ア) 既設管との関連で真にやむを得ないと認められる場合</p> <p>(イ) 電(話)線、有線音楽放送線及び有線テレビジョン放送線事業者が無電柱化促進事業で線類を地中化する場合</p> <p>(ウ) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき道路管理者が整備した電線共同溝を占用する者が当該電線共同溝から分岐する管路を埋設する場合</p> <p>ただし、現地の状況により上記基準により難い場合は、この限りではない。</p> <p>(エ) 自治体が無電柱化促進事業で管路を埋設する場合</p> <p>なお、上記(ア)において、下水道管として硬質塩化ビニール管及び強化プラスチック複合管であって、管径300ミリメートルをこえる管を使用する場合の路面と埋設管頂部の距離は1.2メートル以上とする（別図3上図右参照）。</p> <p>イ 歩道等のある場合（A管と接続する管が車道の中にある場合）</p> <p>路面と埋設管頂部との距離は1.2メートル以上とする（別図4上図参照）。ただし次の場合は、歩車道等境界部において1.2メートル以上、道路境界において0.6メートル以上とすることができます（別図4下図参照）。</p> <p>(ア) 既設管との関連で真にやむを得ないと認められる場合</p> <p>(イ) 電(話)線、有線音楽放送線及び有線テレビジョン放送線事業者が無電柱化促進事業で線類を地中化する場合</p> <p>(ウ) 電線共同溝の整備に関する特別措置法に基づき道路管理者が整備した電線共同溝を占用する者が当該電線共同溝から分岐する管路を埋設する場合</p> <p>(エ) 自治体が無電柱化促進事業で管路を埋設する場合</p> <p>なお、下水道管として硬質塩化ビニール管及び強化プラスチック複合管であって、管径300ミリメートルをこえる管を使用する場合の路面と埋設管頂部の距離は、歩道部については1.2メートル以上、車道部においては1.5メートル以上とする。</p> <p>ウ 歩道等のない場合</p> <p>路面と埋設管頂部との距離は1.5メートル以上とする（別図3上図左参照）。ただし、既設管との関連で、真にやむを得ないと認められる場合は、道路境界において1.2メートル以上とすることができます（別図3下図左参照）。</p> <p>なお、下水道管として硬質塩化ビニール管及び強化プラスチック複合管であって、管径300ミリメートルをこえる管を使用する場合の路面と埋設管頂部の距離は、車道を縦断又は横断するときは1.5メートル以上とする。</p> <p>エ 法敷または道路余地の場合</p> <p>法敷または道路余地の土質状況及びこの部分の将来の道路計画を勘案し、上記ア、イ、ウに準じた取扱いをするものとする。</p> <p>オ 岩盤等特異な土質箇所の場合</p>

新	旧
<p>地盤が岩盤等特異な土質箇所において、上記ア、イ、ウにより行うことは膨大な経費を要する等真にやむを得ないと認められる場合は、路面と管頂部との距離は上記ア、イ、ウの限りではない。</p> <p>(2) B管</p> <p>ア 歩道等のある場合</p> <p>歩道等のある場合は歩道に設置するものとする。路面と埋設管頂部との距離は1.2メートル以上とする（別図3上図右参照）。ただし、次の場合は、路面と埋設管頂部との距離を0.6メートル以上とすることができる（別図3下図右参照）。</p> <p>(ア) 既設管との関連で真にやむを得ないと認められる場合</p> <p>(イ) 電(話)、有線音楽放送線及び有線テレビジョン放送線事業者が無電柱化促進事業で線類を地中化する場合</p> <p>(ウ) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき道路管理者が整備した電線共同溝を占用する者が当該電線共同溝から分岐する管路を埋設する場合 ただし、現地の状況により上記基準により難い場合は、この限りではない。</p> <p>(エ) 自治体が電線地中化促進事業で管路を埋設する場合</p> <p>なお、上記(ア)において、下水道管として硬質塩化ビニル管及び強化プラスチック複合管であって、管径300ミリメートルをこえる管を使用する場合の路面と埋設管頂部との距離は1.2メートル以上とする（別図3上図右参照）。</p> <p>イ 歩道等のない場合</p> <p>歩道等がなくやむを得ず車道に設置する場合は、できる限り路端寄りとし、路面と埋設管頂部との距離は1.5メートル以上とするものとする（別図4上図参照）。ただし、既設管との関連で、真にやむを得ないと認められる場合は、埋設部の土質等を充分に考慮し、支障がないと認められれば路面と埋設管頂部との距離は1.2メートル以上とすることができる（別図4下図参照）。</p> <p>なお、下水道管として硬質塩化ビニル管及び強化プラスチック複合管であって、管径300ミリメートルをこえる管を使用する場合の路面と埋設管頂部との距離は、車道を縦断又は横断するときは1.5メートル以上とする。</p> <p>ウ 法敷または道路余地の場合</p> <p>埋設部分の土質状況及びこの部分の将来の道路計画を勘案し、上記ア、イに準じた取扱いをするものとする。</p> <p>エ 岩盤等特異な土質箇所の場合</p> <p>地盤が岩盤等特異な土質箇所において、上記ア、イにより行うことは膨大な経費を要する等真にやむを得ないと認められる場合は、路面と管頂部との距離は上記ア、イの限りでない。</p> <p>(3) C管</p> <p>ア 車道に設置するものとし、路面と埋設管頂部との距離は1.5メートル以上とするものとする。（別図5上図参照）。ただし、既設管との関連で、真にやむを得ないと認められる場合は、埋設部の土質等を充分に考慮し、支障がないと認められれば路面と埋設管頂部との距離は1.2メートル以上とすることができる（別図5下図参照）。</p> <p>なお、下水道管として硬質塩化ビニル管及び強化プラスチック複合管であって、管径300ミリメートルをこえる管を使用する場合の路面と埋設管頂部との距離は、車道を縦断又は横断するときは1.5メートル以上とする。</p> <p>イ 岩盤等特異な土質箇所の場合</p>	<p>地盤が岩盤等特異な土質箇所において、上記ア、イ、ウにより行うことは膨大な経費を要する等真にやむを得ないと認められる場合は、路面と管頂部との距離は上記ア、イ、ウの限りではない。</p> <p>(2) B管</p> <p>ア 歩道等のある場合</p> <p>歩道等のある場合は歩道に設置するものとする。路面と埋設管頂部との距離は1.2メートル以上とする（別図3上図右参照）。ただし、次の場合は、路面と埋設管頂部との距離を0.6メートル以上とすることができる（別図3下図右参照）。</p> <p>(ア) 既設管との関連で真にやむを得ないと認められる場合</p> <p>(イ) 電(話)、有線音楽放送線及び有線テレビジョン放送線事業者が無電柱化促進事業で線類を地中化する場合</p> <p>(ウ) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき道路管理者が整備した電線共同溝を占用する者が当該電線共同溝から分岐する管路を埋設する場合 ただし、現地の状況により上記基準により難い場合は、この限りではない。</p> <p>(エ) 自治体が電線地中化促進事業で管路を埋設する場合</p> <p>なお、上記(ア)において、下水道管として硬質塩化ビニル管及び強化プラスチック複合管であって、管径300ミリメートルをこえる管を使用する場合の路面と埋設管頂部との距離は1.2メートル以上とする（別図3上図右参照）。</p> <p>イ 歩道等のない場合</p> <p>歩道等がなくやむを得ず車道に設置する場合は、できる限り路端寄りとし、路面と埋設管頂部との距離は1.5メートル以上とするものとする（別図4上図参照）。ただし、既設管との関連で、真にやむを得ないと認められる場合は、埋設部の土質等を充分に考慮し、支障がないと認められれば路面と埋設管頂部との距離は1.2メートル以上とすることができる（別図4下図参照）。</p> <p>なお、下水道管として硬質塩化ビニル管及び強化プラスチック複合管であって、管径300ミリメートルをこえる管を使用する場合の路面と埋設管頂部との距離は、車道を縦断又は横断するときは1.5メートル以上とする。</p> <p>ウ 法敷または道路余地の場合</p> <p>埋設部分の土質状況及びこの部分の将来の道路計画を勘案し、上記ア、イに準じた取扱いをするものとする。</p> <p>エ 岩盤等特異な土質箇所の場合</p> <p>地盤が岩盤等特異な土質箇所において、上記ア、イにより行うことは膨大な経費を要する等真にやむを得ないと認められる場合は、路面と管頂部との距離は上記ア、イの限りでない。</p> <p>(3) C管</p> <p>ア 車道に設置するものとし、路面と埋設管頂部との距離は1.5メートル以上とするものとする。（別図5上図参照）。ただし、既設管との関連で、真にやむを得ないと認められる場合は、埋設部の土質等を充分に考慮し、支障がないと認められれば路面と埋設管頂部との距離は1.2メートル以上とすることができる（別図5下図参照）。</p> <p>なお、下水道管として硬質塩化ビニル管及び強化プラスチック複合管であって、管径300ミリメートルをこえる管を使用する場合の路面と埋設管頂部との距離は、車道を縦断又は横断するときは1.5メートル以上とする。</p> <p>イ 岩盤等特異な土質箇所の場合</p>

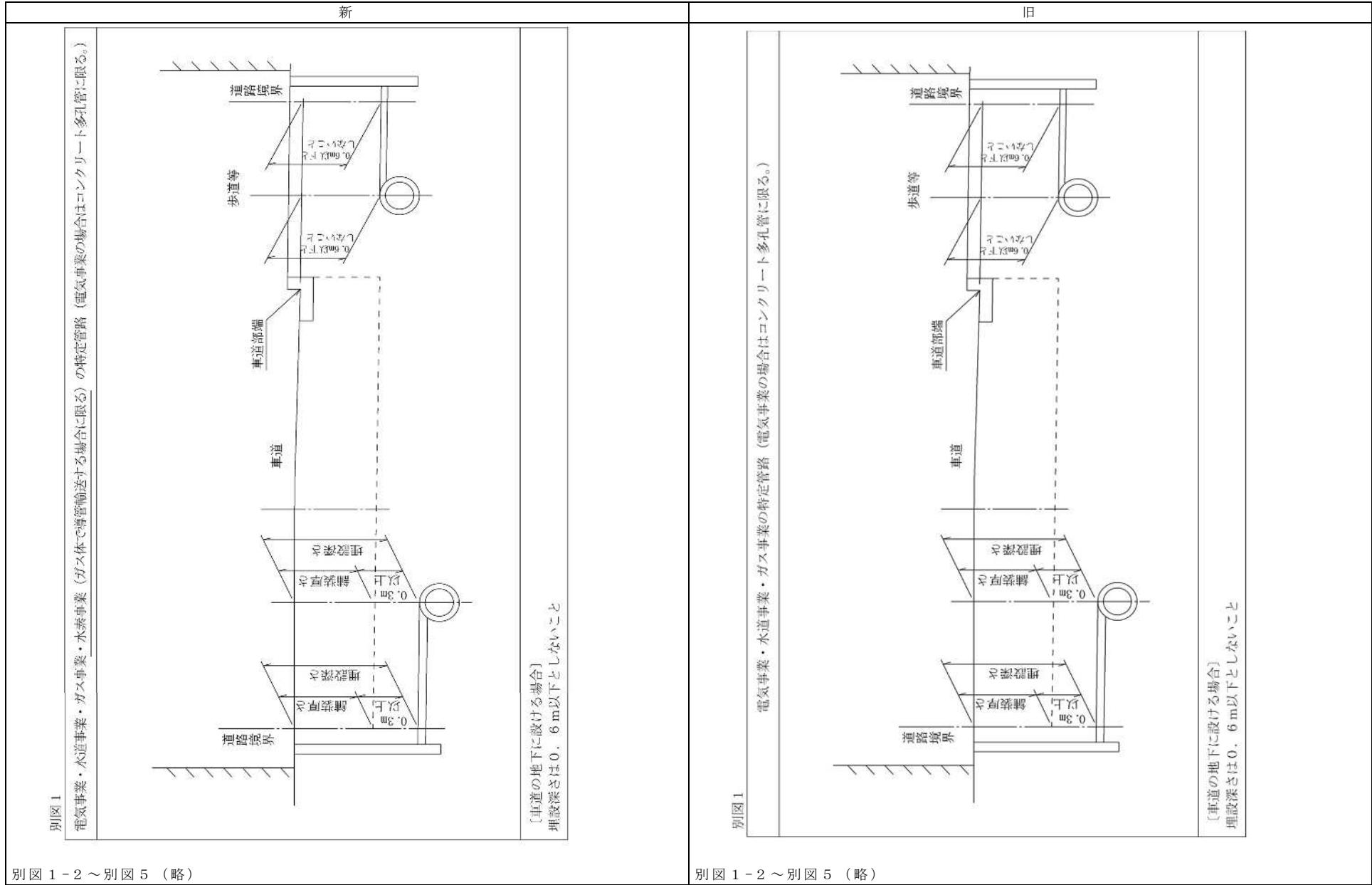
新	旧
<p>地盤が岩盤等特異な土質箇所において、上記により行うことは膨大な経費を要する等真にやむを得ないと認められる場合は、路面と管頂部との距離は上記の限りではない。</p> <p>(4) D管</p> <p>ア 車道に設置するものとし、路面と埋設管頂部との距離は3.0メートル以上とするものとする（別図5上図参照）。ただし、既設管との関連で、真にやむを得ないと認められる場合は、埋設部の土質等を充分に考慮し、支障がないと認められれば路面と埋設管頂部との距離は1.2メートル以上とすることができる（別図5下図参照）。</p> <p>なお、下水道管として硬質塩化ビニル管及び強化プラスチック複合管であって、管径300ミリメートルをこえる管を使用する場合の路面と埋設管頂部の距離は、3.0メートル以上とする。</p> <p>ただし、既設管との関連で、真にやむを得ないと認められる場合は、路面と埋設管頂部との距離は、車道を横断又は縦断するときは1.5メートル以上とすることができますが、管内径2,200ミリメートル以上の管を埋設する場合は2.0メートル以上とする。</p> <p>イ 岩盤等特異な土質箇所の場合</p> <p>地盤が岩盤等特異な土質箇所において、上記により行うことは膨大な経費を要する等真にやむを得ないと認められる場合は、路面と管頂部との距離は上記の限りではない。</p> <p>（その他）</p> <p>電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路管理者が整備した電線共同溝を占用する者が当該電線共同溝から分岐する管路を埋設する場合及びやむを得ず電線共同溝の上部を横断する管路を埋設する場合であって、現地の状況により上記の位置基準により難い場合にはこの限りではない。</p> <p>（防護措置）</p> <p>(1) 既設管との関連、あるいは橋梁、暗渠、立体交差箇所に取付けのために、前項基準の路面と埋設管頂部との距離を確保できない場合はコンクリート胴締め等により防護措置を行うものとする。</p> <p>ただし、電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき道路管理者が整備した電線共同溝を占用する者が当該電線共同溝から分岐する管路を埋設する場合で、当該管路が歩道に埋設される場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 地盤が岩盤等特異な箇所において路面と管頂部との距離が前項基準により行われなかった箇所についてはコンクリート胴締め等により防護措置を行うものとする。</p> <p>(3) 下水道管として管内径2,200ミリメートル以上の強化プラスチック複合管を使用する場合で、前項基準の路面と埋設管頂部との距離がやむを得ず確保できないときは、コンクリート胴締め等の防護措置と合わせ、管の浮き上がり等が発生しないよう十分な措置を行うこと。</p> <p>（構造）</p> <p>(1) 埋設管は堅固で耐久力を有するものとし、道路構造及び地下にある他の占用物件に支障を及ぼさない構造とする。</p>	<p>地盤が岩盤等特異な土質箇所において、上記により行うことは膨大な経費を要する等真にやむを得ないと認められる場合は、路面と管頂部との距離は上記の限りではない。</p> <p>(4) D管</p> <p>ア 車道に設置するものとし、路面と埋設管頂部との距離は3.0メートル以上とするものとする（別図5上図参照）。ただし、既設管との関連で、真にやむを得ないと認められる場合は、埋設部の土質等を充分に考慮し、支障がないと認められれば路面と埋設管頂部との距離は1.2メートル以上とすることができる（別図5下図参照）。</p> <p>なお、下水道管として硬質塩化ビニル管及び強化プラスチック複合管であって、管径300ミリメートルをこえる管を使用する場合の路面と埋設管頂部の距離は、3.0メートル以上とする。</p> <p>ただし、既設管との関連で、真にやむを得ないと認められる場合は、路面と埋設管頂部との距離は、車道を横断又は縦断するときは1.5メートル以上とすることができますが、管内径2,200ミリメートル以上の管を埋設する場合は2.0メートル以上とする。</p> <p>イ 岩盤等特異な土質箇所の場合</p> <p>地盤が岩盤等特異な土質箇所において、上記により行うことは膨大な経費を要する等真にやむを得ないと認められる場合は、路面と管頂部との距離は上記の限りではない。</p> <p>（その他）</p> <p>電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路管理者が整備した電線共同溝を占用する者が当該電線共同溝から分岐する管路を埋設する場合及びやむを得ず電線共同溝の上部を横断する管路を埋設する場合であって、現地の状況により上記の位置基準により難い場合にはこの限りではない。</p> <p>（防護措置）</p> <p>(1) 既設管との関連、あるいは橋梁、暗渠、立体交差箇所に取付けのために、前項基準の路面と埋設管頂部との距離を確保できない場合はコンクリート胴締め等により防護措置を行うものとする。</p> <p>ただし、電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき道路管理者が整備した電線共同溝を占用する者が当該電線共同溝から分岐する管路を埋設する場合で、当該管路が歩道に埋設される場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 地盤が岩盤等特異な箇所において路面と管頂部との距離が前項基準により行われなかった箇所についてはコンクリート胴締め等により防護措置を行うものとする。</p> <p>(3) 下水道管として管内径2,200ミリメートル以上の強化プラスチック複合管を使用する場合で、前項基準の路面と埋設管頂部との距離がやむを得ず確保できないときは、コンクリート胴締め等の防護措置と合わせ、管の浮き上がり等が発生しないよう十分な措置を行うこと。</p> <p>（構造）</p> <p>(1) 埋設管は堅固で耐久力を有するものとし、道路構造及び地下にある他の占用物件に支障を及ぼさない構造とする。</p>

新	旧
<p>(2) マンホールその他これに類するもの（マンホール内簡易機器を含む。）、地盤沈下測定棒及び光アクセス装置バッテリ設置台（別に基準あり）の設置については次によるものとする。</p> <p>ア 破損及びはずれの生じない堅固な構造とする。</p> <p>イ 盖は平板とし、路面と同一勾配とする。</p> <p>ウ 今後予想される占用物件を考慮した構造寸法とするものとする。</p> <p>エ マンホール内簡易機器とは、下水用流量計測装置、汚水送水ポンプ及びそれに付随するケーブル線等の下水道用マンホールポンプ施設とする。なお、ポンプ電源引込柱（付属施設を含む）は法第1号物件（電話柱）として、ポンプ電源引込柱とマンホール内簡易機器を接続する管については法第2号物件・地下埋設管として、別途取り扱うこと。</p> <p>(3) 地下埋設管の位置を表示するための鉢等は、歩道等に設置することができる。破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。</p> <p>(使用材料)</p> <p>(1) 水道、工業用水道管</p> <p>钢管、鋳鉄管、ダクタイル鋳鉄管、水道用硬質塩化ビニルライニング钢管、水道用ポリエチレン粉末ライニング钢管、ステンレス钢管及び硬質塩化ビニル管とする。</p> <p>硬質塩化ビニル管については、次により認めることができる。</p> <p>ア 車道部に設置することは認めない。</p> <p>イ 路面と埋設管頂部との距離は1.2メートル以上確保すること。</p> <p>ウ 日本工業規格(JIS)K-6742と強度が同等以上であること。</p> <p>(2) 下水道管</p> <p>シールド工法による管、ヒューム管、ボックスカルバート、ダクタイル鋳鉄管、硬質塩化ビニル管及び強化プラスチック複合管とする。</p> <p>硬質塩化ビニル管及び強化プラスチック複合管については、次により認めることができる。</p> <p>ア 硬質塩化ビニル管</p> <p>(ア) 日本工業規格(JIS)K-6741と強度が同等以上であること。</p> <p>(イ) 管内径は800ミリメートル以下とすること。</p> <p>(ウ) その他については、「下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針」（財団法人国土開発技術センター発行）を参考にすること。</p> <p>イ 強化プラスチック複合管</p> <p>(ア) 日本工業規格(JIS)A-5350と強度が同等以上であること。</p> <p>(イ) 管内径は3,000ミリメートル以下とすること。</p> <p>(ウ) その他については、「下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針」（財団法人国土開発技術センター発行）を参考にすること。</p> <p>(3) ガス管、水素管（ガス体で導管輸送する場合に限る）</p> <p>钢管、鋳鉄管及びガス用ポリエチレン管とする。</p> <p>ガス用ポリエチレン管は次により認めることができる。</p> <p>ア 日本工業規格(JIS)K-6775に適合するもの。</p> <p>イ 低圧（1kg/c m²未満）のガス管に使用すること。</p> <p>ウ 埋設箇所は位置明示を行うこと。</p>	<p>(2) マンホールその他これに類するもの（マンホール内簡易機器を含む。）、地盤沈下測定棒及び光アクセス装置バッテリ設置台（別に基準あり）の設置については次によるものとする。</p> <p>ア 破損及びはずれの生じない堅固な構造とする。</p> <p>イ 盖は平板とし、路面と同一勾配とする。</p> <p>ウ 今後予想される占用物件を考慮した構造寸法とするものとする。</p> <p>エ マンホール内簡易機器とは、下水用流量計測装置、汚水送水ポンプ及びそれに付随するケーブル線等の下水道用マンホールポンプ施設とする。なお、ポンプ電源引込柱（付属施設を含む）は法第1号物件（電話柱）として、ポンプ電源引込柱とマンホール内簡易機器を接続する管については法第2号物件・地下埋設管として、別途取り扱うこと。</p> <p>(3) 地下埋設管の位置を表示するための鉢等は、歩道等に設置することができる。破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。</p> <p>(使用材料)</p> <p>(1) 水道、工業用水道管</p> <p>钢管、鋳鉄管、ダクタイル鋳鉄管、水道用硬質塩化ビニルライニング钢管、水道用ポリエチレン粉末ライニング钢管、ステンレス钢管及び硬質塩化ビニル管とする。</p> <p>硬質塩化ビニル管については、次により認めることができる。</p> <p>ア 車道部に設置することは認めない。</p> <p>イ 路面と埋設管頂部との距離は1.2メートル以上確保すること。</p> <p>ウ 日本工業規格(JIS)K-6742と強度が同等以上であること。</p> <p>(2) 下水道管</p> <p>シールド工法による管、ヒューム管、ボックスカルバート、ダクタイル鋳鉄管、硬質塩化ビニル管及び強化プラスチック複合管とする。</p> <p>硬質塩化ビニル管及び強化プラスチック複合管については、次により認めることができる。</p> <p>ア 硬質塩化ビニル管</p> <p>(ア) 日本工業規格(JIS)K-6741と強度が同等以上であること。</p> <p>(イ) 管内径は800ミリメートル以下とすること。</p> <p>(ウ) その他については、「下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針」（財団法人国土開発技術センター発行）を参考にすること。</p> <p>イ 強化プラスチック複合管</p> <p>(ア) 日本工業規格(JIS)A-5350と強度が同等以上であること。</p> <p>(イ) 管内径は3,000ミリメートル以下とすること。</p> <p>(ウ) その他については、「下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針」（財団法人国土開発技術センター発行）を参考にすること。</p> <p>(3) ガス管</p> <p>钢管、鋳鉄管及びガス用ポリエチレン管とする。</p> <p>ガス用ポリエチレン管は次により認めることができる。</p> <p>ア 日本工業規格(JIS)K-6775に適合するもの。</p> <p>イ 低圧（1kg/c m²未満）のガス管に使用すること。</p> <p>ウ 埋設箇所は位置明示を行うこと。</p>

新	旧
<p>エ 管口径 200ミリメートル以下とする。</p> <p>(4) 電気、電気通信線、有線音楽放送線、登録一般放送事業者等の用に供する有線電気通信設備、自治体管路 　鋼管、鋳鉄管、ヒューム管、F R P管、強化プラスチック複合管、地中線用耐衝撃性硬質塩化ビニル管及び耐衝撃性硬質塩化ビニル管とする。 　地中線用耐衝撃性硬質塩化ビニル管及び耐衝撃性硬質塩化ビニル管は次により認めることができる。</p> <p>ア 地中線用耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (ア) 日本工業規格(JIS)K-6741と強度が同等以上であること。 (イ) 管内径は130ミリメートル以下とすること。</p> <p>イ 耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (ア) 日本工業規格(JIS)K-6741と強度が同等以上であること。 (イ) 管内径は75ミリメートル以下とすること。</p> <p>(5) 石油管、水素管（合成液体、引火性液体を利用して輸送する場合に限る） 　道路管理課長へ協議すること。</p> <p>(6) 温泉管 　鋼管、合成樹脂管及び陶管とする。 ア 車道内はコンクリート胴締め等により防護措置をすること。 イ 陶管は日本工業規格(JIS)R-1201と強度が同等以上であること。 ウ 管内径は300ミリメートル以下とする。</p> <p>(7) 热供给<u>導管</u> 　鋼管とする。</p> <p>(8) その他管類 　ヒューム管、P C管及びボックスカルバート（函渠）とする。</p>	<p>エ 管口径 200ミリメートル以下とする。</p> <p>(4) 電気、電気通信線、有線音楽放送線、登録一般放送事業者等の用に供する有線電気通信設備、自治体管路 　鋼管、鋳鉄管、ヒューム管、F R P管、強化プラスチック複合管、地中線用耐衝撃性硬質塩化ビニル管及び耐衝撃性硬質塩化ビニル管とする。 　地中線用耐衝撃性硬質塩化ビニル管及び耐衝撃性硬質塩化ビニル管は次により認めることができる。</p> <p>ア 地中線用耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (ア) 日本工業規格(JIS)K-6741と強度が同等以上であること。 (イ) 管内径は130ミリメートル以下とすること。</p> <p>イ 耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (ア) 日本工業規格(JIS)K-6741と強度が同等以上であること。 (イ) 管内径は75ミリメートル以下とすること。</p> <p>(5) 石油管 　道路管理課長へ協議すること。</p> <p>(6) 温泉管 　鋼管、合成樹脂管及び陶管とする。 ア 車道内はコンクリート胴締め等により防護措置をすること。 イ 陶管は日本工業規格(JIS)R-1201と強度が同等以上であること。 ウ 管内径は300ミリメートル以下とする。</p> <p>(7) 热供给<u>道管</u> 　鋼管とする。</p> <p>(8) その他管類 　ヒューム管、P C管及びボックスカルバート（函渠）とする。</p>

[一部改正：令和8年]

[一部改正：令和6年]



別図 1 - 2 ~ 別図 5 (略)

新	旧
<p>令第1号物件 一看板類 公共掲示板、町内案内図板、地域案内図板、公共交通案内板</p> <p>(方針) 各地方公共団体が定める屋外広告物に関する条例に抵触しないものであって、国、地方公共団体、自治会、商店会、公共交通事業者又はこれらに準ずる団体が、広報その他の公共的目的のために設ける場合に限り認めることができる。</p> <p>(位置) 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。 2 歩道等を有する道路においては、歩車道境界線から0.25メートル以上歩道側へ離れた位置とし、歩行者等に支障を及ぼさない位置とする。 3 歩道等を有しない道路においては、法敷、道路余地に設ける。 4 掲示板は、道路の方向と平行に設けるものとする。 5 次の箇所から5メートル以内は、原則として認めない。 　横断歩道、橋りょう、隧道、踏切、信号機、道路標識、火災報知器、消火栓及びバス停留所 6 地上変圧器又は流量計ボックスの側面に公共掲示板を添加する場合には、(位置)第1項から第4項までは適用しない。</p> <p>(構造) 1 高さは2.0メートル以下、長さは1.5メートル以下とする。ただし、掲示板・案内図板の上に、案内図板等の存在を知らせる旗状の補助標識を設置する場合は、補助標識に係る分として別途0.8メートルの高さを加えることができる。 2 ひさし、手すり及び補助標識を設ける場合は、その出幅は0.3メートル以下とする。 3 ひさしの最下部と路面との距離は、原則として1.8メートル以上とする。 4 支柱は埋込式とし、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により、美観を損ない、又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。 5 総則第11条に該当する場合を除き、広告の添加、塗布は認めない。 6 掲示板には管理者名を表示するものとし、その大きさは管理者を判別できる程度で極力小さいものとする。 7 回転式等看板が動くもの及び信号機又は道路標識に類似し、これらの効用を妨げるものは認めない。 8 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとする。 9 地上変圧器又は流量計ボックスの側面に公共掲示板を添加する場合には、(構造)第1項から第4項までは適用しない。 <u>10 掲示板・案内図板をデジタルサイネージとする場合は、前9項のほか、次の各号の全てに該当する場合に限り認めることができる。</u> (1) 静止画(静止画の切替えを含む。)、動画のいずれも用いることができるが、照明の方法や明るさが殊更に歩行者又は車両の運転者の視線を誘導し、又は視野を妨げるものではないこと。 (2) 音声を用いたものではないこと。</p>	<p>令第1号物件 一看板類 公共掲示板、町内案内図板、地域案内図板、公共交通案内板</p> <p>(方針) 各地方公共団体が定める屋外広告物に関する条例に抵触しないものであって、国、地方公共団体、自治会、商店会、公共交通事業者又はこれらに準ずる団体が、広報その他の公共的目的のために設ける場合に限り認めることができる。</p> <p>(位置) 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。 2 歩道等を有する道路においては、歩車道境界線から0.25メートル以上歩道側へ離れた位置とし、歩行者等に支障を及ぼさない位置とする。 3 歩道等を有しない道路においては、法敷、道路余地に設ける。 4 掲示板は、道路の方向と平行に設けるものとする。 5 次の箇所から5メートル以内は、原則として認めない。 　横断歩道、橋りょう、隧道、踏切、信号機、道路標識、火災報知器、消火栓及びバス停留所 6 地上変圧器又は流量計ボックスの側面に公共掲示板を添加する場合には、(位置)第1項から第4項までは適用しない。</p> <p>(構造) 1 高さは2.0メートル以下、長さは1.5メートル以下とする。ただし、掲示板・案内図板の上に、案内図板等の存在を知らせる旗状の補助標識を設置する場合は、補助標識に係る分として別途0.8メートルの高さを加えることができる。 2 ひさし、手すり及び補助標識を設ける場合は、その出幅は0.3メートル以下とする。 3 ひさしの最下部と路面との距離は、原則として1.8メートル以上とする。 4 支柱は埋込式とし、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により、美観を損ない、又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。 5 総則第11条に該当する場合を除き、広告の添加、塗布は認めない。 6 掲示板には管理者名を表示するものとし、その大きさは管理者を判別できる程度で極力小さいものとする。 7 回転式等看板が動くもの及び信号機又は道路標識に類似し、これらの効用を妨げるものは認めない。 8 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとする。 9 地上変圧器又は流量計ボックスの側面に公共掲示板を添加する場合には、(構造)第1項から第4項までは適用しない。</p> <p>(新規)</p>

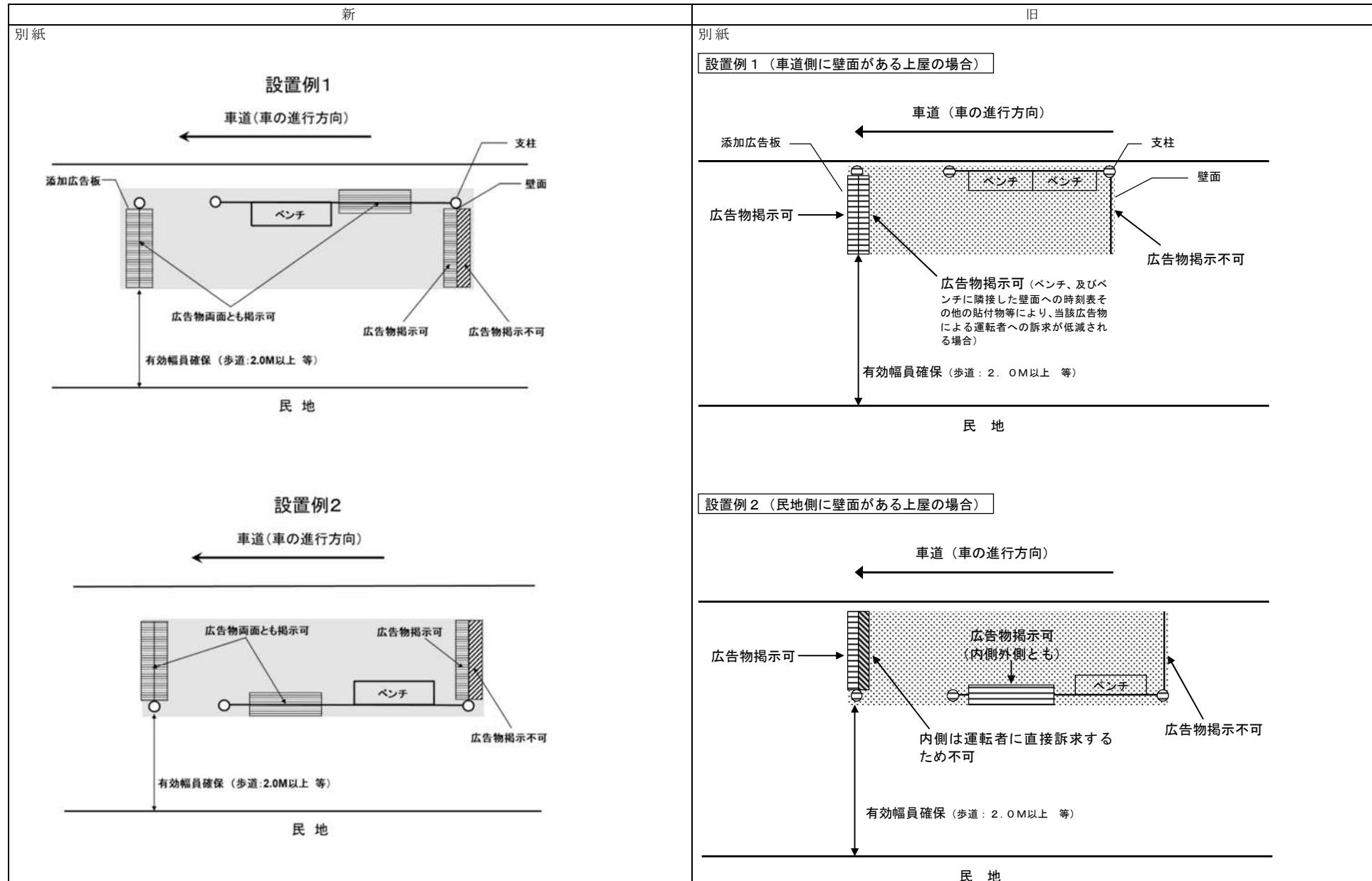
新	旧
<p>(その他)</p> <p>1 維持管理については、管理規程等を徴し、その管理に万全を期すものとする。</p> <p>[一部改正：<u>令和8年</u>]</p> <p>(略)</p>	<p>(その他)</p> <p>1 維持管理については、管理規程等を徴し、その管理に万全を期すものとする。</p> <p>[一部改正：<u>令和元年</u>]</p> <p>(略)</p>

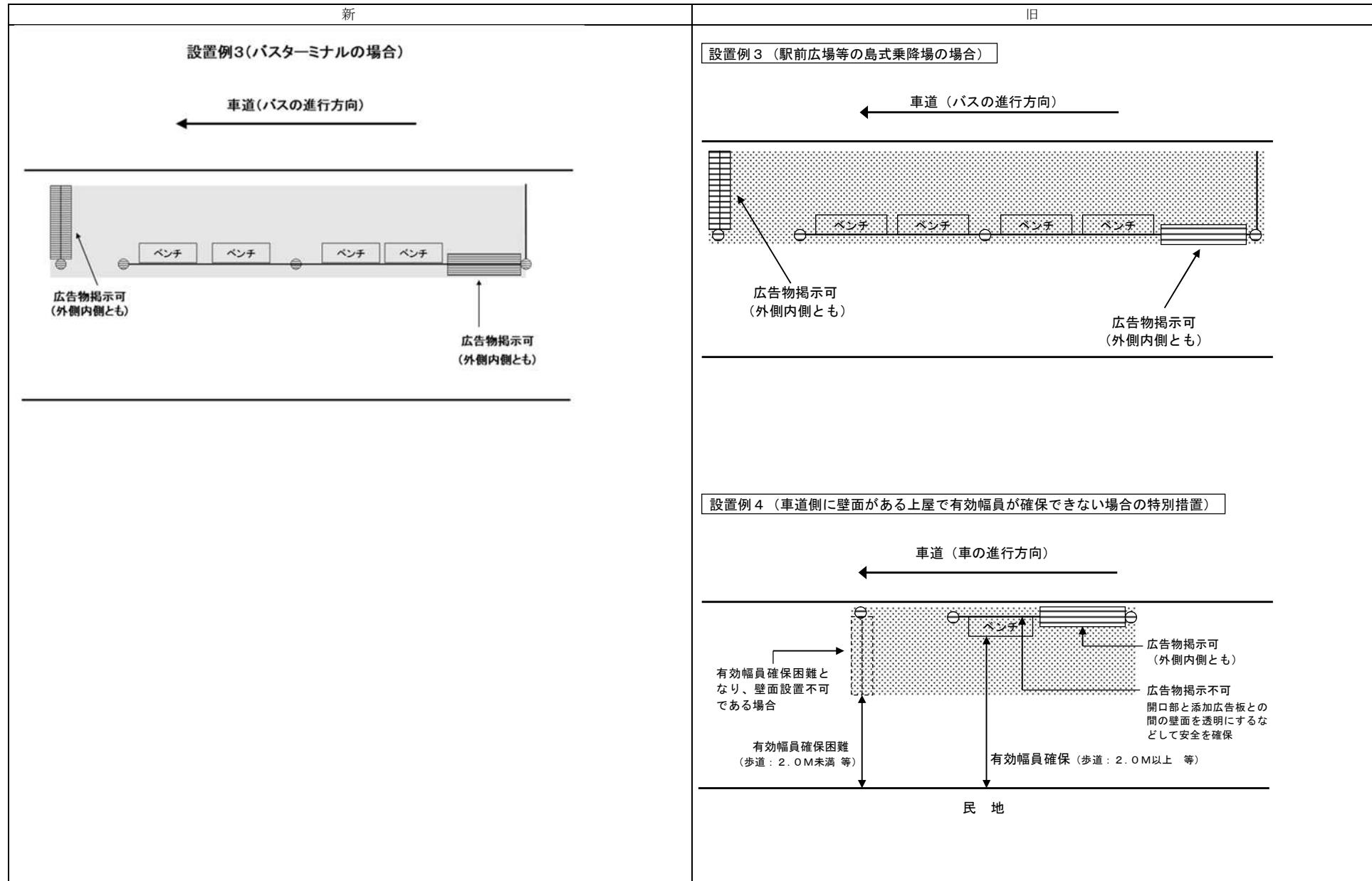
新	旧
<p>令第1号物件 一看板類 バス停留所その他これに類する施設の上屋の添加廣告看板</p> <p>(方針)</p> <p>次の場合に限り認めることができる。</p> <p>1 公共交通機関利用者の日常生活における利便性の向上並びに高齢者及び身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化を図る観点から、バス停留所その他これに類する施設の上屋（<u>道路管理者が管理するバス停留所その他これに類する施設に設置される上屋</u>を含む。以下「上屋」という。）の新たな整備及び適切な維持管理を行うため、上屋に添加する廣告板（以下「添加廣告板」という。）を用いた廣告事業により得る収入を次に掲げる工作物又は物件の整備又は維持管理に要する費用に充当する場合に限り認めることができる。</p> <p>(1) 上屋</p> <p>(2) 上屋に付随して設けられるバス利用者向けのロケーションシステム、ベンチなどバス停留所その他これに類する施設の利用者の利便に著しく寄与する工作物又は物件（以下「ロケーションシステム等」という。）</p> <p>2 上屋の占用許可を受けている者又は受けようとする者（以下「上屋管理者」という。）と添加廣告板を用いて廣告事業を行おうとする者（以下「廣告事業者」という。）が異なる場合においては、前項に加え、次に掲げる事項の合意がある場合に限り認めることができる。</p> <p>(1) 上屋を使用する権利は、当該上屋の設置時における費用負担関係を問わず、上屋管理者が有すること。</p> <p>(2) 添加廣告板を用いた廣告事業により廣告事業者が得る収入が、上屋又はロケーションシステム等の整備又は維持管理に要する費用に充当されること。</p> <p>(3) 上屋及び添加廣告板の設置又は管理に起因して道路管理に支障が生じたときは、それぞれの占用者である上屋管理者又は廣告事業者が、その支障の原因関係に応じて道路管理者に責任を負うこと。また、この場合における各占用者と道路管理者との間及び両占用者の相互間の連絡通報関係並びに各占用者における責任の所在が明確であること。</p> <p>(4) 道路管理者が上屋管理者に対し、監督処分等により上屋の移設、撤去等を命ずる場合には、当該上屋及びこれに設置される添加廣告板の所有権を有する廣告事業者においても、添加廣告板の移設、撤去等を含めてこれに応じる用意があること。</p> <p>(5) 上屋の占用を廃止するときは、当該上屋に設置されている添加廣告板も占用を廃止すること。</p> <p>(6) 添加廣告板の占用を廃止する場合における、上屋の存置の可否及び権利関係について、上屋管理者と廣告事業者との協議等により妥当な取扱いが定められること。</p> <p>(位置及び構造等)</p> <p>1 添加廣告板の設置場所は、上屋の壁面（添加廣告板が壁面の効用を兼ねる場合は、壁面に相当する位置を含む。以下同じ。）のうち、<u>車道から上屋に正対して左側の壁面以外</u>とすること。ただし、駅前広場等の島式乗降場に設置される上屋に添加廣告板を設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(削除)</p>	<p>令第1号物件 一看板類 バス停留所上屋の添加廣告看板</p> <p>(方針)</p> <p>次の場合に限り認めることができる。</p> <p>1 バス利用者の日常生活における利便性の向上並びに高齢者及び身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化を図る観点から、バス停留所上屋（以下「上屋」という。）の新たな整備及び適切な維持管理を行うため、上屋に添加する廣告板（以下「添加廣告板」という。）を用いた廣告事業により得る収入を次に掲げる工作物又は物件の整備又は維持管理に要する費用に充当する場合に限り認めることができる。</p> <p>(1) 上屋</p> <p>(2) 上屋に付随して設けられるバス利用者向けのロケーションシステム、ベンチなどバス利用者の利便に著しく寄与する工作物又は物件（以下「ロケーションシステム等」という。）</p> <p>2 上屋の占用許可を受けている者又は受けようとする者（以下「上屋管理者」という。）と添加廣告板を用いて廣告事業を行おうとする者（以下「廣告事業者」という。）が異なる場合においては、前項に加え、次に掲げる事項の合意がある場合に限り認めることができる。</p> <p>(1) 上屋を使用する権利は、当該上屋の設置時における費用負担関係を問わず、上屋管理者が有すること。</p> <p>(2) 添加廣告板を用いた廣告事業により廣告事業者が得る収入が、上屋又はロケーションシステム等の整備又は維持管理に要する費用に充当されること。</p> <p>(3) 上屋及び添加廣告板の設置又は管理に起因して道路管理に支障が生じたときは、それぞれの占用者である上屋管理者又は廣告事業者が、その支障の原因関係に応じて道路管理者に責任を負うこと。また、この場合における各占用者と道路管理者との間及び両占用者の相互間の連絡通報関係並びに各占用者における責任の所在が明確であること。</p> <p>(4) 道路管理者が上屋管理者に対し、監督処分等により上屋の移設、撤去等を命ずる場合には、当該上屋及びこれに設置される添加廣告板の所有権を有する廣告事業者においても、添加廣告板の移設、撤去等を含めてこれに応じる用意があること。</p> <p>(5) 上屋の占用を廃止するときは、当該上屋に設置されている添加廣告板も占用を廃止すること。</p> <p>(6) 添加廣告板の占用を廃止する場合における、上屋の存置の可否及び権利関係について、上屋管理者と廣告事業者との協議等により妥当な取扱いが定められること。</p> <p>(位置及び構造等)</p> <p>1 添加廣告板の設置場所は、上屋の壁面（添加廣告板が壁面の効用を兼ねる場合は、壁面に相当する位置を含む。以下同じ。）のうち、<u>次に掲げる部分</u>とする。ただし、駅前広場等の島式乗降場に設置される上屋に添加廣告板を設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 車道側に壁面がある上屋の場合 <u>車道から上屋に正対して正面の壁面の内側並びに右側の壁面の外側及び内側</u></p>

新	旧
	<p>(2) 民地側に壁面がある上屋の場合 <u>車道から上屋に正対して正面の壁面の内側及び外側並びに右側の壁面の外側</u></p> <p>(3) 車道側に壁面がある上屋の場合で、車道から上屋に正対して右側に壁面を設けると歩道等の有効幅員を確保できない等により第1号によることが適当でない場合 <u>車道側の開口部と添加広告板との間の壁面を透明にするなどして安全を確保するとともに、次項による安全策が十分に講じられるときには、車道から上屋に正対して正面の壁面の外側に添加広告板の設置を認めることができる。</u></p>
2 添加広告板により生ずる死角から車道への飛び出し事故や自転車等とバス乗降客との出会い頭の接触事故を防止するための安全策が十分講じられるものであること。 特に、添加広告板の最下部と路面との間に適当な間隔を確保すること。ただし、防護柵等の設置その他の手段により十分な安全策が講じられているものと認められる場合は、この限りでない。 <u>また、車道から上屋に正対して正面の車道側の壁面に添加広告板を設置する場合には、開口部と添加広告板との間の壁面を透明にするなどして安全を確保すること。</u> <u>さらに、広告物の掲示面を同一の方向に2面以上設ける場合には、掲示面と掲示面の間に開口部を設け、又は掲示面と掲示面の間の壁面を透明にするなどして安全を確保すること。</u>	2 添加広告板により生ずる死角から車道への飛び出し事故や自転車等とバス乗降客との出会い頭の接触事故を防止するための安全策が十分講じられるものであること。 特に、添加広告板の最下部と路面との間に適当な間隔を確保すること。ただし、防護柵等の設置その他の手段により十分な安全策が講じられているものと認められる場合は、この限りでない。
3 添加広告板の幅及び高さは、上屋の幅及び高さの範囲内であること。	3 添加広告板の幅及び高さは、上屋の幅及び高さの範囲内であること。
4 添加広告板の材質及び形状は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。	4 添加広告板の材質及び形状は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。
5 上屋と添加広告板とは一体的な構造とすること。ただし、既設の上屋に添加広告板を設置する場合において、一体的な構造とすることが技術的に困難であるときは、倒壊、落下、はく離等のおそれがなく、かつ添加広告板に実質的に上屋の壁面としての機能が認められる構造である場合には、この限りでない。	5 上屋と添加広告板とは一体的な構造とすること。ただし、既設の上屋に添加広告板を設置する場合において、一体的な構造とすることが技術的に困難であるときは、倒壊、落下、はく離等のおそれがなく、かつ添加広告板に実質的に上屋の壁面としての機能が認められる構造である場合には、この限りでない。
6 添加広告板の構造又は機能は、歩行者等が注視することで著しく路上に滞留し又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通の支障を生じさせるおそれのないものであること。 <u>また、添加広告板をデジタルサイネージとする場合には、照明の方法や明るさが殊更に運転者の視線を誘導し、又は視野を妨げるものではないこと。</u>	6 添加広告板の構造又は機能は、歩行者等が注視することで著しく路上に滞留し又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通の支障を生じさせるおそれのないものであること。 <u>なお、周囲の環境との調和を著しく損なうおそれがない場合には、内照式とすることができる。</u>
7 添加広告板の構造は、広告物の更新作業に際して、交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。	7 添加広告板の構造は、広告物の更新作業に際して、交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。
8 添加広告板を用いて掲示する広告物の表示面積は、1面につき2.0m ² 以内であること。 なお、添加広告板の枠部分等への広告事業者等の名称、企業ロゴ等の表示については、破損時における通報先等当該添加広告板等の管理上やむを得ないもの並びに広告料収入が上屋又はロケーションシステム等の整備又は維持管理に要する費用に充当されている旨表示するものを除き、当該文字等の部分を表示面積に含めるものとする。	8 添加広告板を用いて掲示する広告物の表示面積は、1面につき2.0m ² 以内であること。 なお、添加広告板の枠部分等への広告事業者等の名称、企業ロゴ等の表示については、破損時における通報先等当該添加広告板等の管理上やむを得ないもの並びに広告料収入が上屋又はロケーションシステム等の整備又は維持管理に要する費用に充当されている旨表示するものを除き、当該文字等の部分を表示面積に含めるものとする。
(削除)	9 広告物の掲示面は、表裏2面に表示する場合を含めて、全体で2面以内であること。 <u>ただし、3面以上の掲示面を設けても車両又は歩行者の通行の状況等により、当該広告物が運転者に対する直接の訴求の対象とならないことが明らかであると認められる場合には、この限りでない。</u>
9 添加広告板を用いて掲示する広告物は、次によること。 (1) 広告物は、明らかに運転者に対し訴求するものではないこと。ただし、駅前広場等	10 添加広告板を用いて掲示する広告物は、次によること。 (1) 広告物は、明らかに運転者に対し訴求するものではないこと。ただし、駅前広場等

新	旧
<p>の島式乗降場に設置される上屋に添加広告板を設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 広告物の色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものであってはならないこと。また、広告物は音声を用いたものではないこと。</p> <p>(3) 広告物は、反射材料式でないこと。</p> <p>(4) 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものではないこと。</p> <p>(5) 広告物は、各地方公共団体の定める屋外広告物に関する条例の許可を受けたものであること。</p> <p>(その他)</p> <p>1 添加広告板は、広告事業者が新規の占用許可申請を行うものとする。この場合の広告事業者には、上屋管理者が自ら添加広告板を用いて広告事業を行う場合における上屋管理者も含まれる。</p> <p>なお、上屋に設置される壁面のうち、その全面又は大部分が広告板として使用される構造であるものについては添加広告板として取り扱うものとする。</p> <p>2 上屋の設置と同時に添加広告板を設置する場合の添加広告板の占用許可申請は、上屋の占用許可申請と同時に実施すること。</p> <p>なお、添加広告板を設置することを主たる目的として上屋を設置することは本取扱いの趣旨とするところではなく、添加広告板の設置とあわせて上屋の占用がなされる場合には、当該上屋の占用の目的、必要性等を十分に確認すること。</p> <p>3 添加広告板の占用許可の申請に際しては、添加広告板を設置する上屋の管理体制及び管理の方法を定めた管理規程等（上屋の占用許可に際し、既に管理規程等を徴している場合を除く。）並びに（方針）第2項に掲げる事項の合意を確認できる書類（上屋及び添加広告板の設置、管理及び運用に係る当事者間の契約書等）を添付させること。</p> <p>4 添加広告板の占用許可をする際には、一般的な条件のほか、次の条件を附すこと。</p> <p>(1) 占用許可申請に添付した管理規程及び契約書等に定める事項のうち、道路管理に影響を及ぼす内容又は事故時における連絡通報関係の変更をしようとするときは、道路管理者に届け出ること。</p> <p>5 上屋等整備・管理計画の提出等について</p> <p>(1) 地域において既設の上屋を含む相当数の上屋に添加広告板が設置されることが見込まれるなど、占用許可手続きを円滑に行うために必要と認められる場合には、添加広告板を設置しようとする上屋の設置場所及び添加広告板の設置場所並びにその構造並びに広告料収入の充当先（広告料収入をその整備又は維持管理に必要な費用に充当しようとする物件の種別、設置場所、構造、設置時期等）等を定めた全体的な計画（以下「上屋等整備・管理計画」という。）を上屋管理者から提出させるとともに、関係する道路管理者、警察署長、地方公共団体の屋外広告物担当部署及び景観行政団体の景観担当部署等による連絡協議会を開催し、上屋管理者から説明を求めるなどして、当該計画に関する各機関の調整を図るものとする。</p> <p>(2) 当該計画を変更しようとする場合の手続きは、前号の手続きに準じるものとする。ただし、連絡協議会において当該計画の変更時の取扱いを定めている場合はこの限りでない。</p> <p>(3) 上屋等整備・管理計画を提出している場合には、上屋管理者及び広告事業者は、当該計画に沿って占用許可申請を行うものとする。</p> <p>(参考通知)</p>	<p>の島式乗降場に設置される上屋に添加広告板を設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 広告物の色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものであってはならないこと。また、広告物は音声を用いたものではないこと。</p> <p>(3) 広告物は、反射材料式でないこと。</p> <p>(4) 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものではないこと。</p> <p>(5) 広告物は、各地方公共団体の定める屋外広告物に関する条例の許可を受けたものであること。</p> <p>(その他)</p> <p>1 添加広告板は、広告事業者が新規の占用許可申請を行うものとする。この場合の広告事業者には、上屋管理者が自ら添加広告板を用いて広告事業を行う場合における上屋管理者も含まれる。</p> <p>なお、上屋に設置される壁面のうち、その全面又は大部分が広告板として使用される構造であるものについては添加広告板として取り扱うものとする。</p> <p>2 上屋の設置と同時に添加広告板を設置する場合の添加広告板の占用許可申請は、上屋の占用許可申請と同時に実施すること。</p> <p>なお、添加広告板を設置することを主たる目的として上屋を設置することは本取扱いの趣旨とするところではなく、添加広告板の設置とあわせて上屋の占用がなされる場合には、当該上屋の占用の目的、必要性等を十分に確認すること。</p> <p>3 添加広告板の占用許可の申請に際しては、添加広告板を設置する上屋の管理体制及び管理の方法を定めた管理規程等（上屋の占用許可に際し、既に管理規程等を徴している場合を除く。）並びに（方針）第2項に掲げる事項の合意を確認できる書類（上屋及び添加広告板の設置、管理及び運用に係る当事者間の契約書等）を添付させること。</p> <p>4 添加広告板の占用許可をする際には、一般的な条件のほか、次の条件を附すこと。</p> <p>(1) 占用許可申請に添付した管理規程及び契約書等に定める事項のうち、道路管理に影響を及ぼす内容又は事故時における連絡通報関係の変更をしようとするときは、道路管理者に届け出ること。</p> <p>5 上屋等整備・管理計画の提出等について</p> <p>(1) 地域において既設の上屋を含む相当数の上屋に添加広告板が設置されることが見込まれるなど、占用許可手続きを円滑に行うために必要と認められる場合には、添加広告板を設置しようとする上屋の設置場所及び添加広告板の設置場所並びにその構造並びに広告料収入の充当先（広告料収入をその整備又は維持管理に必要な費用に充当しようとする物件の種別、設置場所、構造、設置時期等）等を定めた全体的な計画（以下「上屋等整備・管理計画」という。）を上屋管理者から提出させるとともに、関係する道路管理者、警察署長、地方公共団体の屋外広告物担当部署及び景観行政団体の景観担当部署等による連絡協議会を開催し、上屋管理者から説明を求めるなどして、当該計画に関する各機関の調整を図るものとする。</p> <p>(2) 当該計画を変更しようとする場合の手続きは、前号の手続きに準じるものとする。ただし、連絡協議会において当該計画の変更時の取扱いを定めている場合はこの限りでない。</p> <p>(3) 上屋等整備・管理計画を提出している場合には、上屋管理者及び広告事業者は、当該計画に沿って占用許可申請を行うものとする。</p> <p>(参考通知)</p>

新	旧
<p>1 <u>バス停留所その他これに類する施設に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて</u>（令和6年3月26日付け国土交通省道路局路政課長国道利第53号）</p> <p>[一部改正：令和8年]</p>	<p>1 「<u>バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱について</u>」 (平成20年3月25日付け国土交通省道路局路政課長国道利第26号、最近改正：平成26年4月10日国道利第2号)</p> <p>[一部改正：平成30年]</p>





新	旧
<p>令第1号物件　－標識類－ バス停留所標識</p> <p>(方針) バス事業者又はバス事業者の団体が設置する場合に限り認めることができる。</p> <p>(位置)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。 2 非照明式の場合 <ul style="list-style-type: none"> (1) 歩道等を有する道路においては、歩道等上の車道寄りで、歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道等側へ離れた位置に設けることができる。 (2) 歩車道等の区分のない道路においては、路端に設けることができる。 (3) 横断歩道、横断歩道橋の昇り口、地下横断通路及び消火栓から5.0メートル以上離れた位置とし、信号機、道路標識の効用を害するおそれの少ない場所で、かつ通行に支障のない場所とする。 3 照明式の場合 <ul style="list-style-type: none"> (1) 歩道等、待避所等で交通に支障のない場所とする。 (2) 歩道等に設置する場合は、歩道等上の車道寄りとし、歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道側へ離れた位置とする。ただし、歩道の有効幅員が2.0メートル未満、自転車歩行者道にあっては3.0メートル未満となる場合は認めない。 (3) 横断歩道、横断歩道橋の昇り口、地下横断通路及び消火栓から5.0メートル以上離れた位置とし、信号機、道路標識の効用を害するおそれの少ない場所で、かつ通行に支障のない場所とする。 <p>(構造)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 非照明式の場合 <ul style="list-style-type: none"> (1) 倒壊、はく離、汚損等により通行に支障を与えるおそれの少ないものとする。 (2) 歩道等に設置する場合は、原則として埋め込み式とする。 (3) 広告の添加、表示は認めない。ただし、停留所名の副名称を標識の一部に表示する場合はこの限りではない。 2 照明式の場合 <ul style="list-style-type: none"> (1) この標識の構造は、1本の支柱と直方体の照明表示ボックスから構成されるものを標準とし、支柱の高さ（路面から照明表示ボックスの最下部までの支柱の高さをいう。以下同じ。）と照明表示ボックスの高さの合計は3.0メートル以下、照明表示ボックスの最大幅は0.45メートル以下とする。また支柱の高さは、標識全体の高さのおむね4分の1とする。 (2) 広告は、進行車両の非対向面及び歩道面の2面に掲載できるものとする。広告面の面積は、照明表示ボックスの各表示面の面積の3分の1以下で、その位置は照明表示ボックスの最下段とする。 (3) 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損なわず、かつ、交通に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。 (4) 信号機又は道路標識に類似し、これらの効用を妨げるものは認めない。 (5) デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとし、照明表示ボックスの地色は原則として 	<p>令第1号物件　－標識類－ バス停留所標識</p> <p>(方針) バス事業者又はバス事業者の団体が設置する場合に限り認めることができる。</p> <p>(位置)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。 2 非照明式の場合 <ul style="list-style-type: none"> (1) 歩道等を有する道路においては、歩道等上の車道寄りで、歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道等側へ離れた位置に設けることができる。 (2) 歩車道等の区分のない道路においては、路端に設けることができる。 (3) 横断歩道、横断歩道橋の昇り口、地下横断通路及び消火栓から5.0メートル以上離れた位置とし、信号機、道路標識の効用を害するおそれの少ない場所で、かつ通行に支障のない場所とする。 3 照明式の場合 <ul style="list-style-type: none"> (1) 歩道等、待避所等で交通に支障のない場所とする。 (2) 歩道等に設置する場合は、歩道等上の車道寄りとし、歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道側へ離れた位置とする。ただし、歩道の有効幅員が2.0メートル未満、自転車歩行者道にあっては3.0メートル未満となる場合は認めない。 (3) 横断歩道、横断歩道橋の昇り口、地下横断通路及び消火栓から5.0メートル以上離れた位置とし、信号機、道路標識の効用を害するおそれの少ない場所で、かつ通行に支障のない場所とする。 <p>(構造)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 非照明式の場合 <ul style="list-style-type: none"> (1) 倒壊、はく離、汚損等により通行に支障を与えるおそれの少ないものとする。 (2) 歩道等に設置する場合は、原則として埋め込み式とする。 (3) 広告の添加、表示は認めない。ただし、停留所名の副名称を標識の一部に表示する場合はこの限りではない。 2 照明式の場合 <ul style="list-style-type: none"> (1) この標識の構造は、1本の支柱と直方体の照明表示ボックスから構成されるものを標準とし、支柱の高さ（路面から照明表示ボックスの最下部までの支柱の高さをいう。以下同じ。）と照明表示ボックスの高さの合計は3.0メートル以下、照明表示ボックスの最大幅は0.45メートル以下とする。また支柱の高さは、標識全体の高さのおむね4分の1とする。 (2) 広告は、進行車両の非対向面及び歩道面の2面に掲載できるものとする。広告面の面積は、照明表示ボックスの各表示面の面積の3分の1以下で、その位置は照明表示ボックスの最下段とする。 (3) 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損なわず、かつ、交通に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。 (4) 信号機又は道路標識に類似し、これらの効用を妨げるものは認めない。 (5) デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとし、照明表示ボックスの地色は原則として

新	旧
<p>白又は淡色に限る。</p> <p>(6) 電源としての太陽電池を設置する場合で前記に掲れないものは、本課協議とする。</p> <p>(削除)</p>	<p>白又は淡色に限る。</p> <p>(6) 電源としての太陽電池を設置する場合で前記に掲れないものは、本課協議とする。</p> <p><u>(その他)</u></p> <p>1. <u>照明式のものについては、前記に掲るほか「照明式バス停留所標識（広告付）の道路占用について」（昭和49年2月1日建設省道政発第5号）によるものとする。</u></p> <p><u>(関係通知)</u></p> <p>1. <u>「照明式バス停留所標識（広告付）の道路占用について」（昭和49年2月1日建設省道政発第5号）</u></p>

新	旧
(削除)	<p style="text-align: center;"><u>○照明式バス停留所標識（広告付）の道路占用について</u></p> <p style="text-align: right;"><u>昭和49年2月1日建設省道政発第5号</u> <u>地建局長あて道路局長から</u></p> <p>標記については、昭和48年12月20日付け自旅第403号で運輸省自動車局長から別添写しのとおり依頼があったところであるが、これはバス輸送改善対策の一環としてバス利用者の利便を図るためのものであり、事情やむを得ないものと考えられるので、本件に関する道路の占用の許可の基準については、下記の基本方針によることとしたが、細部については、貴職において地域ごとに統一的な占用基準を定め、道路管理上支障のないよう取り計らわれたい。</p> <p>なお、広告物の取り扱いについては、屋外広告物法及び屋外広告物条例との関連があるので、これらの関係機関と十分な連絡調整のうえ、適正な処理を行うこととされた。</p> <p>追って、貴職より貴管下道路管理者に対しても周知方お取り計らい願いたい。</p> <p style="text-align: center;"><u>記</u></p> <p>1 設置場所 歩車道の区分のある道路の歩道上または歩車道の区分のない道路における待避所等で交通に支障のない場所とする。</p> <p>2 規格 標識は1本の支柱と直方体の照明表示ボックスから構成されるものを標準とし、支柱の高さ（路面から照明表示ボックスの最下端部までの支柱の高さをいう。以下同じ。）と照明表示ボックスの高さの合計は、3.0メートル以下、照明表示ボックスの最大幅は0.45メートル以下とする。 また、支柱の高さは、標識全体の高さのおおむね4分の1とする。</p> <p>3 広告 広告は、進行車両の非対称面及び歩道面の2面に限定するものとし、広告面の広さは、照明表示ボックスの各表示面の広さの3分の1以下で、その位置は、照明表示ボックスの最下段とする。</p> <p>4 管理主体 バス停留所標識と広告物の占用主体は同一人とし、原則としてバス事業者とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>別紙</u></p> <p style="text-align: center;"><u>電飾停留所標識の設置促進についての協力方依頼について</u></p> <p style="text-align: right;"><u>昭和48年12月20日付け・自旅第403号</u> <u>道路局長あて運輸省自動車局長から</u></p> <p>常日頃、貴職におかれましては、バス輸送の改善に対し理解と協力をいただき感謝しております。</p> <p>運輸省としては、目下バス輸送改善対策の一環として、バスを利用しやすいものとするために電飾式停留所標識の設置を促進しているところでありますが、この電飾式停留所標識は明瞭な駅名、時刻表、路線図の表示により乗客に対するサービスの向上が図られること、遠方からでも停留所確認が容易で夜間の安全運行と事故防止に役立つこと等の利点を</p>

新	旧
	<p>持つため、バス利用者、運転手はもちろん一般市民からもたいへん好評を得ております。</p> <p>つきましては、こんごさらに電飾式停留所標識の設置を促進することとしておりますので、これが設置の許可につき格段の候便宜を図られるとともに道路管理者への指導方宜しくお願いいたします。</p> <p>また現在のバス事業者の経営状況からみて、電飾式停留所標識の維持費を全面的にバス事業者に負わすことは極めて困難でありますので、その維持費に充当するための広告の掲載についても宜しく御配慮方お願いいたします。</p> <p style="text-align: right;"><u>照明式バス停留所標識（広告付）の道路占用について</u></p> <p style="text-align: right;"><u>昭和49年3月7日事務連絡</u> <u>道路管理担当課長あて道路部路政課長から</u></p> <p>標記について、昭和49年3月2日付け建関道政第46号で局長から通知されたところであるが、同道路局長通達のうち記4管理主体については、下記により取り扱われるよう通知する。</p> <p style="text-align: right;">記 地方公営企業の場合には、バス停留所標識と広告物の占用主体を別個にして取り扱って差しつかえない。</p>

